

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用で令和2年4月16日（木）までに申告された方の口座からの振替日について、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）といたしましたのでお知らせします。

1 令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月15日（金）

2 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

※ 振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日（木）までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、令和2年4月17日（金）から延滞税がかかることとなります。

3 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の3月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
令和元年10月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

4 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
令和元年12月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

5 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	口座からの振替日（延長後）
令和2年1月1日から令和2年1月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

（参考）

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。